

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第11条(申込み)	<p>第11条(申込み)</p> <p>1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバサービス」、「さくらのクラウドサービス」、「ハウジングサービス」および「リモートハウジングサービス」(以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます)の各基本サービスを利用中である利用者に限り、申込みことができるものとします。</p>	<p>第11条(申込み)</p> <p>1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバサービス」、「さくらのVPSサービス」、「さくらのクラウドサービス」、「ハウジングサービス」および「リモートハウジングサービス」(以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます)の各基本サービスを利用中である利用者に限り、申込みことができるものとします。</p>	<p>ハイブリッド接続の対象に「さくらのVPSサービス」を追加いたします。</p>
第12条(料金の支払)	<p>第12条(料金の支払)</p> <p>1. 利用者は、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款第13条第4項の定めにかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。</p> <p>2. 利用者は、基本約款第13条第4項にかかわらず、本オプションサービスの料金の支払方法を、基本約款第12条第2項に規定するものの中から、本オプションサービスの料金について改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを適用する本オプション適用サービス(「さくらのクラウド」を除きます)のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。</p>	<p>第12条(料金の支払)</p> <p>1. 利用者は、本オプションサービスの利用に関する初回の料金については、基本約款第13条第4項の定めにかかわらず、利用開始日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。</p> <p>2. 利用者は、基本約款第13条第4項にかかわらず、本オプションサービスの料金の支払方法を、基本約款第12条第2項に規定するものの中から、本オプションサービスの料金について改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを適用する本オプション適用サービス(「さくらのクラウドサービス」を除きます)のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。</p>	<p>脱字を追加いたします。</p>
附則 第1条(適用開始)	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成28年3月1日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成28年7月7日より適用されます。</p>	<p>附則 第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成28年7月7日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成28年10月3日より適用されます。</p>	<p>本改定にともなう適用日の変更をおこないません。</p>